

債務負担行為の運用について

昭和47年9月30日
自治導第139号
各都道府県知事あて
財政局長通知

債務負担行為については昭和47年5月9日付自治財第41号各都道府県知事あて自治事務次官通達をもつて財政運営の健全性確保の見地から、その適正な運用に努めるよう通知したところであるが、最近、債務負担行為の設定額が急激に増加し、その運用においても制度の趣旨にもとる事例が見受けられることは極めて遺憾である。

今後の債務負担行為の運用にあつては、下記事項に十分留意のうえ遺憾のないよう配慮されたい。

なお、管下市町村に対しても、この趣旨の徹底を図るよう指導されたい。

記

- 1 債務負担行為の設定にあつては、財政運営の健全性確保の見地から、債務負担行為に基づく支出額と公債費との合算額が地方債許可方針により起債制限をうけることとなる公債費相当額をこえることのないよう特に配慮するとともに、その期間は制度本来の趣旨にかんがみできるだけ短期とすること。
- 2 債務負担行為、特に物件の購入または建設工事にかかるものについては、債務負担の原因となる事実が数年度にわたつて継続する場合に設定することがその本来の趣旨であるにもかかわらず、地方公共団体が公共施設等の建設にあたり、もつぱらその財源調達の手段として債務負担行為を設定し、当該施設の建設完了後その建設に要した経費を長期にわたり支出する事例がある。

この種の債務負担行為は、制度の趣旨に照して適当なものと認めがたいので、このような運用は厳に慎しむとともに公共施設等の建設に要する経費は当該建設年度の歳入歳出予算に適正に計上して処理すること。